

伊達地方衛生処理組合における今後の施設更新事業について、管内住民の皆様にお知らせします。

伊達地方衛生処理組合とは

伊達市、桑折町、国見町、福島市の一部地区（飯坂地区）のし尿処理と、伊達市、桑折町、国見町、川俣町の一般廃棄物の処理を行うことを目的に設立された一部事務組合です。

ごみ処理施設の更新について

・施設更新の必要性

当組合のごみ焼却施設は、平成7年の稼働から28年が経過しており、一般的に35年と言われている施設の耐用年数を間近に控えている中、現施設の更新が必要な状況となっています。

また、平成10年から供用開始している埋立処分場も、現在、処分可能な残余量がひっ迫してきており、令和8年頃には埋立処分場が満杯となる見込みとなっています。

・これまでの経過

埋立処分場は、これまで、新たな処分場の候補地などについて、調査・検討を進めてきましたが、接続道路や電力確保、排水処理方法などから適地が見つからない状況となっていました。そのため、これら施設の現状等を踏まえ、施設隣接地である桑折町の皆様のご協力の下、現行敷地内において、老朽化する現ごみ焼却施設をシャフト炉式ガス化溶融炉に更新するとともに、現在の埋立処分場の再生・延命化を図ることとしたものです。



シャフト炉式ガス化溶融炉とは



・シャフト炉式ガス化溶融炉の概要

現在のごみ焼却施設の更新に際し、現行の「ストーカ炉」焼却方式から、廃棄物を非常に高温で溶融処理する「ガス化溶融炉」方式とすることで、既存の埋立処分場の焼却灰等を掘り起こし、溶融処理（減容化）の上、再度埋め立てることができます。

溶融処理することで、焼却灰を大幅に減少させることができるため、既存の埋立処分場の再生と延命化を図ることが可能となります。

焼却灰の代わりに排出される**溶融スラグ・メタル**は、**資源として再利用**することができます。

また、最新の排ガス処理設備を導入することで、有害物質の排出をさらに削減することが可能となるため、**排出ガスもよりクリーン**になります。

■ ごみ焼却施設更新計画スケジュール

令和14年度からの新施設の供用開始を目指し、次のスケジュールで更新計画を進めます。

事業名	令和6年度～9年度	令和10年度～13年度	令和14年度以降
施設整備基本構想・基礎調査	→		
施設整備基本計画・事業者選定	→		
生活環境影響調査	→		
埋立地嵩上げ工事 新施設建設用地造成工事	→	→	
新施設建設工事		→	令和14年度 新施設供用開始
旧ごみ焼却施設等解体工事			→

■ 施設の安全性について（排出ガス規制値について）

ごみ焼却施設から排出されるガスには、大気汚染物質排出基準が定められております。現在のごみ焼却施設では、電気集じん機による排ガス処理を行っており、国の公害基準値を大幅に下回っておりますが、施設更新後は、**最新の排ガス処理設備の導入により、さらにクリーンな基準値内で管理**していく施設となります。

国の公害基準値（参考）

	現施設	施設更新後
ばいじん	0.15 g/m ³ N以下	→ <u>0.08 g/m³N以下</u>
排ガス中のダイオキシン類	5.0 ng-TEQ/m ³ N以下	→ <u>1.0 ng-TEQ/m³N以下</u>

今後につきましても、し尿・ごみの処理状況や施設の更新状況などを随時お知らせする予定です。ご不明な点等がある場合は、お気軽に当組合までお問い合わせください。

伊達地方の衛生行政の維持推進のため、安全かつ安心な施設の運営や更新に取り組んでいきますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願いします。



伊達衛生ウェブサイト

←このお知らせに関する
詳細データやごみの分別
方法などはこちらから。

問合せ先

伊達地方衛生処理組合 総務課

〒960-0650
福島県伊達市保原町字西新田1番地1
電話 024-582-2051 FAX 024-582-4641
e-mail date-eisei.soumu1@jasmine.ocn.ne.jp
URL <https://www.date-eisei.jp>